

2025 年 5 月

CAPITALAND INVES【P1085】
(CapitaLand Investment Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
―他社株式分配＜分配投資信託の売却・入庫の選択＞のお知らせ―

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、CAPITALAND INVES の他社株式分配につきまして、分配される不動産投資信託の売却または入庫の選択についてご案内申し上げます。

つきましては、受取方法をご選択のうえ、2025 年 5 月 23 日(金)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様の回答がない場合は、下記第 10 項 (1) の分配投資信託の売却、をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 分配内容 : CAPITALAND INVES が、同社が保有する不動産投資信託である CAPITALAND INTEG (P3440) を分配する。
2. 分配比率 : 保有する CAPITALAND INVES 株式 1 株につき、
CAPITALAND INTEG 0.031077 口の分配。
3. 現地権利落日 : 2025 年 5 月 2 日
4. 現地分配開始日 : 2025 年 5 月 13 日
5. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
(前回通知 : 未定 (源泉徴収課税対象となる場合があります))
国内 : 分配投資信託の全額 (「配当所得」に該当) に対して源泉徴収課税あり
(前回通知 : 未定 (源泉徴収課税対象となる場合があります))
6. 国内配当課税単価 : 2.06 シンガポールドル
※売却単価ではありません。国内源泉税額の計算に用いる単価となります。
(分配投資信託 1 口当たりの国内配当課税単価)
7. 税額計算用為替単価 : 112.49 円/シンガポールドル
※現地分配開始日 (2025 年 5 月 13 日) における対シンガポールドル TTB レート

8. 国内課税標準額（円貨）（＝税率を掛ける基準となる金額）：

	計算式
国内課税標準額 （円貨）	$\text{CAPITALAND INTEG 分配口数} \times 2.06 \text{ シンガポールドル} \times 112.49 \text{ 円/シンガポールドル}$ ※1) CAPITALAND INVES 株式権利付株数 $\times 0.031077$ ※2) CAPITALAND INTEG 1 口当たりの国内配当課税単価 （但し、NISA 口座のお客様の場合は国内源泉徴収課税なし） ※3) 現地分配開始日における対シンガポールドル TTB レート

9. 国内源泉税額 ： 国内所得税額と地方税額の合計。

	計算式（※個人かつ居住者のお客様の場合）
国内源泉税額（円貨）	$\text{国内源泉税額（円貨）} = \text{国内課税標準額} \times 15.315\% + \text{国内課税標準額} \times 5\%$
国内源泉税額（外貨）	$\text{国内源泉税額（外貨）} = \text{国内課税標準額} \times 15.315\% \div 112.49 + \text{国内課税標準額} \times 5\% \div 112.49$

※国内源泉税の税率は、お客様の口座の個人法人の別、および居住者/海外転出者の別によって異なります。

10. お客様にご選択いただく受取方法：

(1) 「売却」 国内源泉税額を差し引いた後の売却代金を受け取る

(2) 「入庫」 国内源泉税額は別途支払った上で分配投資信託を受け取る

※分配される CAPITALAND INTEG の 1 口未満部分は現地にて切捨て処理となりました。

		売却を選択した場合 (1 株未満部分含む)	入庫を選択した場合
入金/入庫予定日		2025 年 6 月上旬予定	2025 年 6 月 3 日
売却時の売却単価		未定 (5 月下旬の株価となる予定)	—
特定口座対応		不可	不可（特定口座非対象残高）
NISA 口座取り扱い		NISA 口座に入金	主口座に入庫
配当所得 に対する課税 (※)	配当所得の 課税計算に用いる単価	2.06 シンガポールドル	2.06 シンガポールドル
	国内源泉税額	売却代金から控除	別途、口座から出金
	税額徴収予定日	入金予定日と同日	入庫予定日と同日
	税額徴収時の 支払通貨	外国株式の配当金と同様	円貨にて徴収
	配当所得に係る 確定申告	不要（源泉徴収済み）	不要（源泉徴収済み）
譲渡所得 に対する課税 (※)	譲渡所得の課税計算 に用いる売却単価	未定 (5 月下旬の株価となる予定)	未定 (将来お客様が売却された時の 単価)
	譲渡所得に係る 確定申告	要	要 (分配投資信託の売却後)

(※) 本他社株式分配で分配される CAPITALAND INTEG は、分配投資信託の全額が配当所得とみなされ配当課税が発生します。加えて CAPITALAND INTEG を売却する際には譲渡益課税が発生しますが、特定口座上で源泉徴収が行われないため、別途確定申告が必要となります。

・受取通貨について：

- ・受取通貨（円貨または外貨）は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
- ・具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
 - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
 - ②外国株式配当金等にて外貨 MMF の自動買付を申し込まれているお客様
 - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
- ・受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。

11. 受取方法の選択期限：2025 年 5 月 23 日(金)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。なお、期限までに選択のご回答がない場合は、上記第 10 項 (1) の分配投資信託の売却、をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

12. その他：CAPITALAND INTEG は、シンガポール証券取引所に上場しています。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものです。

以 上

大和証券株式会社